

# 令和3年第1回経済建設常任委員会 概要報告

年 月 日	令和3年1月19日	会場	第1委員会室	案件	商工観光の施策について
出席委員	山田典幸、佐久間誠、塩田昌彦、今村芳彦、三浦勝秀、富岡達彦				
委員外議員					
欠席委員					

## 【報告事項】

(経済部)

新型コロナウイルスに係る追加経済対策について経済部から報告を受けた。

### 1) 新型コロナウイルスに係る追加経済対策について

■事業主体 名寄市

■事業の趣旨 新型コロナウイルス感染症の長期化により、大きな影響を受けている事業者に対し、経営の維持を支援するとともに感染症対策を推進し地域経済の持続を図るもの。

■事業内容

(1) 対象者 次の要件をすべて満たす者

① 名寄市内に事務所又は事業所を有する中小企業及び個人事業主（飲食業、バス・タクシー・運転代行業、宿泊業）で、新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年11月から令和3年1月のいずれかの月の売上が、前年同月比で30%以上減少している者。

② 北海道スタイルの取組を実施する他、各業界ごとの感染予防ガイドラインに準じて取り組む者。

(2) 交付額

(ア) 飲食業/1店舗につき30万円

(イ) バス・タクシー業/事業所ごとに50万円+保有車両台数に応じた加算  
運転代行業/事業所ごとに35万円

(ウ) 宿泊業/宿泊施設ごとに50万円+客室数×2万円+上下水道料金相当額

■申請期間 施行日から令和3年2月末まで

■予算額 7,700万円

### 2) 令和2年度 名寄市一般会計補正予算第11号(案)について

事業名 経営維持支援給付金給付事業費

補正額 【歳出】商工費 役務費 経営維持支援給付金広告料（新型コロナウイルス感染症対策）16万5千円

事業内容 「経営維持支援給付金」創設に伴い、広告媒体を活用して、中小企業等へ事業内容を周知する。

補正額 【歳出】商工費 委託料 経営維持支援給付金給付事務委託料（新型コロナウイルス感染症対策）10万円

事業内容 「経営維持支援給付金」創設に伴い、給付事務の一部を委託する。

補正額 【歳出】商工費 負担金補助及び交付金 経営維持支援給付金（新型コロナウイルス感染症対策）7,700万円

事業内容 新型コロナウイルス感染症の影響により、売上が前年同月比で3割減少した中小企業等に対して給付金を交付する。

以上、補正予算（第11号）（案）の概要について説明を受けた。

### 3) その他

臼田経済部長から、1月15日になよろ温泉サンピラーの女性浴場の換気扇が落下したとの報告があった。午前11時30分頃、水風呂近くに落下。入浴客が8人いたが、幸いなことに怪我人はなかった。利用者から連絡を受け、入浴客の安全を確認するとともに業者に修繕を依頼し、応急措置を施すとともに、安全面を確認。13時過ぎに営業を再開した。市は「入浴中の利用者に不安を与え迷惑をおかけしたことをお詫び申上げたい」と謝罪し、新しい換気扇の設置に2週間ほどかかるが、修繕に向け早期に打ち合わせをすることとした等の報告があった。

#### 【質疑】

Q 落下した原因は。設備補修は早急に取り組まなければならないことだ。コロナ禍の中換気口をふさいでいる。浴場のみの改修を先行させてはどうか。

A 定期的な点検はしていた。落下原因は特定できていないが、結露による老朽化ではないかと聞いている。換気対応では、ほかにも換気扇がついていることに加え、業者の安全確認もされていることから問題はない。改修については、この間、ローリングもしてきている。これまで以上に施設管理を徹底し速やかに対応する。

以上、委員からの質疑を受け、第1回経済建設常任委員会を終了した。

報告者 経済建設常任委員会 副委員長 佐久間 誠

## 第 2 回経済建設常任委員会 概要報告

<b>年 月 日</b>	令和 3 年 2 月 10 日	<b>会場</b>	第 1 委員会室	<b>案件</b>	委員会所管事項について
<b>出席委員</b>	山田典幸、佐久間誠、塩田昌彦、今村芳彦、三浦勝秀、富岡達彦				
<b>委員外議員</b>					
<b>欠席委員</b>					
<p><b>【報告事項】</b> (経済部)</p> <p><b>1) 第3次食育推進計画に係るアンケート調査結果について</b>  平成 29 年度に策定した第 3 次食育推進計画の中間年に当たることから、目標数値の達成状況についてアンケートを実施（令和 2 年 12 月 15～29 日）、1,166 名に配布し 490 名（42%）から回答があった。朝食の欠食を減らす、肥満者の割合を減らす、食の安全（産地確認）で課題を残し、地産地消の推進では微増など、現状の把握と目標数値達成について課題を整理し、保健分野など庁内連携し取り組みを進めたい等の報告を受けた。</p> <p><b>2) 第 1 回定例会 経済部 主な補正予算（案）概要について</b>  概要について報告を受けた。</p> <p><b>3) その他</b>  <b>(1) 新型コロナウイルス感染症に伴う国の農業支援について</b>  1. 高収益作物次期作支援交付金  新型コロナウイルス感染症による需要の減少により市場価格が低下するなどの影響を受けた野菜や花き等の高収益作物について次期作に取り組む生産者を支援する。  取組① 露地野菜 46 件 面積 55,972(a) 交付金額 6,979,200 円  花き 2 件 面積 189.3(a) 交付金額 3,756,100 円  追加措置 40 件 交付金額 176,030,688 円  取組② 露地野菜 42 件 面積 26,607(a) 交付金額 58,535,400 円  2. 経営継続補助金  感染拡大防止対策をしつつ、経営継続に必要な機械設備の導入、ガイドラインに基づいた感染症対策の取組を支援することで経営の継続を図る。  1 次申請（7 月）116 件 2 次申請（11 月）56 件 交付金額 172,129,746 円</p> <p><b>(2) スキー場の入込の実績について</b>  ピヤシリスキー場の実績、取組等について報告を受けた。  ●リフト輸送人員（2 月 7 日まで） 累計 262,945 人 前年比 115%  ●キッズパーク（2 月 7 日まで） 737 人×300 円=221,100 円</p>					

●シーズン券（1月末実績）

大人 291枚 前年比282% 売上5,976,800円 前年比177%  
小中学生 1,108枚 前年比23倍

●一日券や回数券などの当日券 売上前年比8割程度

●スキーレストラン 売上前年比8割程度

●フェイスブック割引

1月から毎月第3日曜日にピヤシリスキー場のフェイスブックをフォローやシェアした場合にリフト一日券3,000円を半額にする。

●学生割引

2月8日から平日に高校生と大学生を対象として、一日券3,000円を半額、ナイター券1,100円を500円にする。

●シーズン券の割引販売

2月8日からと3月1日からの2段階に分けて残りの営業日数を鑑み割引いて販売する事で購入促進を図る。

（建設水道部）

1) 第1回定例会 建設水道部 主な補正予算（案）概要について

概要について報告を受けた。

2) 第1回定例会 上下水道室 主な補正予算（案）概要について

概要について報告を受けた。

3) 名寄市高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の一部改正について（案）

同条例の一部改正の概要について報告を受けた。

4) 令和2年度 道路除排雪事業について

2月8日集計した累積降雪量503cm、積雪深94cm、除雪回数は名寄（郊外35日、市街26日）、風連（郊外50日、市街33日）と平年並みだったものの、昨年は少雪でもあったことから、苦情要望件数は倍の185件あったとの報告を受けた。また、名寄市街地区の交差点排雪箇所は、業者によるもの95か所、直営によるもの72か所になっており、市街地区市道排雪で、未実施の道路について2月下旬には終わらせたいとの報告を受けた。

【質疑】

Q 排雪が終わった後に道路に雪を出している住民がいる。指導はどうなっているか。

A 雪出しのパトロール時に見つけたら注意している。旗、チラシで注意喚起している。

次回常任委員会日程を2月18日、午後1時30分から行うことを確認し、第2回経済建設常任委員会を終了した。

報告者 経済建設常任委員会 副委員長 佐久間 誠

## 第 3 回経済建設常任委員会 概要報告

<b>年 月 日</b>	令和 3 年 2 月 18 日	<b>会場</b>	第 1 委員会室	<b>案件</b>	建設水道事業の施策について
<b>出席委員</b>	山田典幸、佐久間誠、塩田昌彦、今村芳彦、三浦勝秀、富岡達彦				
<b>委員外議員</b>					
<b>欠席委員</b>					

**【報告事項】**

(建設水道部)

**1) 瑞生団地整備事業基本設計の概要について**

瑞生団地整備事業基本設計の概要について担当課より図面を基に説明を受けた。基本設計では、建て替え場所を西町団地跡地とし、整備戸数は6棟16戸。現入居者のほとんどが単身もしくは2人世帯であることを考慮し、2DKを8戸、2LDKを4戸、3LDK4戸を整備する計画。

建設事業期間は、令和4年度から令和6年度とし、前年に実施設計を行う。「屋外の工作物を少なくし、冬の雪の堆積スペースを多くとれるよう配置したい」などの説明があった。

栄町団地の改修計画について口頭で報告された。栄町団地は5棟90戸の入居が可能だが、建設から30年以上が経過し老朽化が進んでおり、半分の45戸が空き家。このため、意向調査、説明会を開催し、令和3年から2カ年で1～3棟までの42戸を改修整備する。4、5号棟の2棟については他用途で活用の見込みがなければ除却するとの報告を受けた。

**【質疑】**

Q 瑞生団地で再生可能エネルギーの導入予定はあるか。

A 協議は行ったが、賃貸住宅ということもあり再生可能エネルギーの導入予定はない。

Q 移転後に建物は解体するのか。また、建替え先は西町地区になるが名称は「瑞生団地」とするのか。

A 旧耐震構造であり更地にする考えである。団地の名称も「瑞生」を引き継ぐ。

**2) 名寄市上下水道事業経営審議会経過報告、「名寄市水道事業経営戦略」及び「名寄市下水道事業経営戦略」改定素案について**

担当課より、名寄市上下水道事業経営審議会の審議経過（全4回）についての報告を受けた。次いで「名寄市水道事業経営戦略」及び「名寄市下水道事業経営戦略」改定素案について、スケジュール等の説明後に素案のポイントについて説明を受けた。

本市水道事業は、経営の効率化及び健全化を目指した「名寄市水道事業経営戦略」を平成30年3月に策定し事業運営を行い、平成31年4月には料金改定を行ってきたが、大口需要の撤退による想定していなかった給水収益の大幅な減収など、事業収支に大きく影響する懸念が出てきたため、事業の収支計画を見直し引き続き効率的な事業経営に取り組めるよう「名寄市水道事業経営戦略」を改定しようとするもの。

また、名寄市下水道事業については、令和2年4月から、水道事業同様に企業会計で管理し地方公営企業法の全部を適用する事業となり、官庁会計方式（単式簿記）から企業会計方式（複式簿記）になった。その結果、「投資・財政計画」を企業会計方式で作り変える必要が生じたことや、人口減少に伴う使用料収入の減少が続いており、事業収支に大きな影響が出るが見込まれるため、令和2年度において「名寄市下水道事業経営戦略」を改定するものであるとの説明を受けた。

【質疑】

Q 料金改定は当面ないのか。

A 審議会でも議論いただき、令和5年まで改定は避けることにした。自衛隊の給水開始も、王子マテリア(株)の撤退も最大限の影響を見通して計画している。

Q 水の供給単価よりも給水原価のほうが安い。原因は。

A 合併の料金統一時から逆転現象を起こしている。ランニングコストが減っていない。

Q 職員の年齢構成、組織体制と技術継承について、適正配置を。

A 技術継承を進めながらやっていく。

Q 老朽管の更新や漏水対策は。

A 老朽管対策と漏水対策はイコールである。ウイークポイントがわかれば最大限の効果があがる方法で工事を進めていきたい。

その他

2つのテーマについて、建設水道部と委員間で意見交換を行った。

- ・除排雪について
- ・道路整備について

次回常任委員会日程は2月25日、午後1時30分から経済部に関わる委員間の意見交換を行うことを確認し、第3回経済建設常任委員会を終了した。

報告者 経済建設常任委員会 副委員長 佐久間 誠

## 第4回経済建設常任委員会 概要報告

年 月 日	令和3年2月25日	会場	第1委員会室	案件	商工観光の施策について
出席委員	山田典幸、佐久間誠、塩田昌彦、今村芳彦、三浦勝秀、富岡達彦				
委員外議員					
欠席委員					

### 議題

#### 経済部との意見交換会

3つのテーマについて、経済部と委員間で意見交換を行った。

- ・新型コロナに関わる経済対策について
- ・(株)名寄振興公社について
- ・中心市街地活性化について

次回常任委員会は3月4日、午後1時30分から行うことを確認し、第4回経済建設常任委員会を終了した。

報告者 経済建設常任委員会 副委員長 佐久間 誠

## 第 5 回経済建設常任委員会 概要報告

年 月 日	令和 3 年 3 月 4 日	会場	第 1 委員会室	案件	委員会所管事項について
出席委員	山田典幸、佐久間誠、塩田昌彦、今村芳彦、三浦勝秀、富岡達彦				
委員外議員					
欠席委員					

### 【報告事項】

(経済部)

新型コロナウイルスに係る第三弾の経済支援策として実施した「飲食業、バス・タクシー業、宿泊業」の三業種に限定した支援策である「名寄市経営維持支援給付金」の実績見込みについて報告がされた。2月26日段階で160件の申請があり、対象となった事業所は179件で、総額7,242万1,000円、執行率は94%となり、3月12日支払い予定となっている。その後、追加経済対策「名寄市売上減少事業者支援給付金」概要について説明を受けた。

- 1) 新型コロナウイルスに係る追加経済対策について  
事業内容について報告を受けた。
- 2) 産業振興課所管 名寄市一般会計補正予算(第13号)(案)について  
概要について報告を受けた。

以上で第5回経済建設常任委員会を終了した。

報告者 経済建設常任委員会 副委員長 佐久間 誠



## 第 6 回経済建設常任委員会 概要報告

<b>年 月 日</b>	令和 3 年 4 月 27 日	<b>会場</b>	第 1 委員会室	<b>案件</b>	委員会所管事項について
<b>出席委員</b>	山田典幸、佐久間誠、塩田昌彦、今村芳彦、三浦勝秀、富岡達彦				
<b>委員外議員</b>					
<b>欠席委員</b>					
<b>【報告事項】</b>					
(経済部)					
1) 新型コロナウイルス感染症対策緊急資金に関する要綱の一部改正について					
<p>コロナの影響が長期化していることから、要綱を一部改正し限度額や融資期間を見直す。</p> <p>見直し案では限度額を 1 千万円から 2 千万円に引き上げるほか、融資期間では 10 年以内据え置き 1 年であったものを、10 年以内据え置き 3 年とする。</p> <p>これまでの利用実績として 69 件 3 億 4 千万円となっているが、中小企業の業績が回復する前に元金返済が始まってしまい、現行の要綱では借り換えなどの柔軟な対応ができない。</p> <p>このため、融資要件の緩和、限度額の引き上げ、据え置き期間の拡大で中小企業の資金繰り支援を行いたいとの説明がされた。</p>					
<b>【質疑】</b>					
Q：コロナの影響前の同月比とはいつを指すのか。					
A：令和 3 年 4 月を基準とした場合、令和 2 年 4 月はコロナの影響があったため、平成 31 年 4 月となる。					
Q：何件ぐらいの利用を見込んでいるのか。					
A：「産・官・金」の意見交換もしているが、今後コロナ禍が長期化することで借り換えも出てくるのではないかと見込んでいる。					
Q：いつの改定になるのか。					
A：5 月 1 日付の改定を予定している。					
2) その他					
① 外国人技能実習生受入れの件					
<p>本年中国などから受け入れを予定していた技能実習生（25 戸 48 人）について、コロナ禍の影響で、国の上陸拒否により入国の見通しが立たないことから農家と監理団体が断念した。</p> <p>現在、人材派遣会社に 5 月～11 月で 16 戸から 176 人の希望があり、求人募集をかけているものの、6 月までに希望人数の確保は難しい状況であることや、人材確保に係る経費は国の農業労働力確保緊急支援事業を活用することなどが報告された。</p>					
②財産の取得について					
概要について報告を受けた。					

(建設水道部)

- 1) 工事請負契約の締結について  
概要について報告を受けた。

以上で第6回経済建設常任委員会を終了した。

報告者 経済建設常任委員会 副委員長 佐久間 誠

## 第 7 回経済建設常任委員会 概要報告

<b>年 月 日</b>	令和 3 年 5 月 19 日	<b>会場</b>	大会議室	<b>案件</b>	委員会所管事項について
<b>出席委員</b>	山田典幸、佐久間誠、塩田昌彦、今村芳彦、三浦勝秀、富岡達彦				
<b>委員外議員</b>					
<b>欠席委員</b>					
<b>【報告事項】</b>					
(経済部)					
1) 令和 3 年度 経済部・農業委員会事業概要について					
<p>農務課所管主要事業、農業振興センター事業計画、耕地林務課主要事業、産業振興課事業の概要、交流事業の概要、農業委員会所管事業について、主だった事業についての概要について説明を受けた。</p>					
<b>【質疑】</b>					
Q：観光振興計画の報償費・委託料の内容と、温泉整備事業での実施設計事業に、途中で止まってしまった実施設計は生かされるのか。					
A：サバイバルゲームなど委託・サポート頂いた企業に、観光戦略策定のために調査、分析を委託するための予算。温泉整備事業の実施計画は、平成 31 年の途中で止めた実施設計を生かして先に進める。					
Q：コロナにより影響を受けている関連業種への対応について。					
A：国の財政措置により道も支援を実施している。今後の見込みとしては、関連業種はまだ難しい。国の要件として、売上の 50%以上減少（19 年 20 年比）であり、多く給付は受けられないのではないかと。今後検討したい。					
Q：有害鳥獣の対策で資格取得など補助を広げては。また、あぐりん館、グリーンハウスの老朽化対策、交流事業では、コロナで中止となった事業の代替え措置の考えを伺う。					
A：補助の拡大や対策は、猟友会と相談すると共に、近隣自治体の取組など、どういう形が適切か検討したい。あぐりん館、グリーンハウスは、公共施設管理計画に基づく対策と利用者などとの検討となる。交流事業は人の行き来が難しくなっており、リモート、オンラインを活用した交流事業に切り替えるなどの対策を取っている。					
2) 名寄市農業委員会の委員の任命について					
概要について説明を受けた。					
3) 令和 3 年度名寄市一般会計補正予算第 2 号（案）について					
概要について説明を受けた。					
4) その他					
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ コロナ感染症の緊急事態宣言に伴う対策について</li> <li>・ 株式会社名寄振興公社の経営改善状況について</li> </ul>					
それぞれ報告を受けた。					

(建設水道部)

1) 令和3年度建設水道部事業概要について

建設水道部所管 建設工事発注予定事業について説明を受けた。予定委託業務 42 件 795,282 (千円)、予定工事 77 件 1,763,015 (千円) 合計 119 件 2,558,297 (千円)。

【質疑】

Q：水道が風連地区にひかれたが、不具合等はあるか。

A：これまでは地下水で水温も安定していた。水道に代わったことで冬の凍結などの心配も出てくるが、これまでそうした話は聞いていない。

2) 第2回定例会建設水道部補正予算概要について

概要について説明を受けた。

3) 令和2年度除排雪事業について

令和2年度除排雪事業報告書に基づき報告を受けた。

【質疑】

Q：カット排雪の見直しなど検討事項と、名寄と風連の出動数の違いについて。

A：順路を変更することも検討したこともあったが、作業上の課題もあり統一している。出動基準は積雪 10 cm で同じであり、出動数の違いは検証していきたい。

4) 財産の取得について

概要について説明を受けた。

5) 専決処分した事件の報告について

概要について報告を受けた。

6) 名寄市手数料徴収条例の一部改正について

概要について説明を受けた。

7) 名寄市営住宅に係る債権（住宅使用料）の放棄について

概要について報告を受けた。

8) 水道事業に係る債権（水道料金等）の放棄について

概要について報告を受けた。

以上で第7回経済建設常任委員会を終了した。

報告者 経済建設常任委員会 副委員長 佐久間 誠

## 第 8 回経済建設常任委員会 概要報告

年 月 日	令和 3 年 6 月 14 日	会場	大会議室	案件	委員会所管事項について
出席委員	山田典幸、佐久間誠、塩田昌彦、今村芳彦、三浦勝秀、富岡達彦				
委員外議員	川村幸栄、高橋伸典				
欠席委員					

### 【報告事項】

冒頭に臼田経済部長から風連まちづくり観光の今後のあり方について「風連まちづくり観光総会資料」に基づいて報告があった。続いて、第 2 回定例会に提案する追加経済対策について各担当からの説明があった。

(経済部)

- 1) 新型コロナウイルスに係る追加経済対策について概要について説明を受けた。

以上で第 8 回経済建設常任委員会を終了した。

報告者 経済建設常任委員会 副委員長 佐久間 誠

## 第 9 回経済建設常任委員会 概要報告

<b>年 月 日</b>	令和 3 年 7 月 14 日	<b>会場</b>	第 1 委員会室	<b>案件</b>	委員会所管事項について
<b>出席委員</b>	山田典幸、佐久間誠、塩田昌彦、今村芳彦、三浦勝秀、富岡達彦				
<b>委員外議員</b>					
<b>欠席委員</b>					

### 【報告事項】

(経済部)

冒頭に、臼田経済部長から名寄振興公社の裁判について報告があった。去る 7 月 2 日旭川地方裁判所で第 9 回の口頭弁論が開かれ、証人尋問が行われた。

原告側から前支配人、前代表取締役が出廷した。今回の弁論で結審し、判決期日は本年 10 月 1 日となったことなどの報告があった。

#### 1) 「名寄市商工業振興基本計画（仮称）」に係る答申書について

令和 2 年 2 月 20 日付けで名寄市中小企業振興審議会に諮問していた「名寄市商工業振興基本計画（仮称）」が、「名寄市はばたく中小企業基本計画」（案）としてとりまとめられ、本年 6 月 25 日に答申を受けたこと、またその概要について説明を受けた。

また、地域全体で中小企業を支える意識を醸成するために条例で定めることが適切であるとの付帯意見がつけられたことから、対応を庁内で議論、存在意義を再認識するものとして条例化を進めたいとの説明を受けた。

### 【質疑】

Q: 条例化に向けたスケジュール感についてどのように考えているか。

A: 今後条例案を作成し中小企業振興審議会へ説明、確認後、常任委員会へ諮り、その後パブリック・コメントを行う。その結果を改めて常任委員会に返す。第 3 回定例会には条例提案し、来年 4 月からの施行を目指したい。

Q: 基軸となる産業ビジョンと総合計画との整合性をとり、基幹産業である農林業と連携し、6 次産業化も考えていくこととなると思うが、産官金連携なよる経済サポートネットワークや中小企業振興審議会とどのような議論を進め、条例をより有効的なものにするか。

A: 基本的には中小企業振興審議会で議論していただくことが優先的なことになる。産官金連携なよる経済サポートネットワークからは市内経済の状況を踏まえた意見をいただくので、それらの観点から審議会の中に諮っていただき、条例案を確認いただく。産業ビジョンのようなものは、この計画がビジョンに近いものだと思う。施策をフォローアップする形で審議会の中で報告し、その成果を確認していきたい。

Q: 条例を使いやすくしていく中で、中小企業振興条例の施行規則の様々な事業を洗い直しながら全体的な改定とするのか。

A: 中小企業振興条例に基づく支援メニューは使いやすい時代のニーズに合ったものへ

ゼロから見直す。より良いものになっていく。

Q:検討部会、審議会ではどのような意見が出され反映されてきたか。また、市民の理解と協力を広げ、購買意欲を増すようにするための方策は。

A:基本理念では「新しくチャレンジするようなことを後押ししよう」との意見や、「財の域内における循環と域外からの獲得による経済活性化」は大事な視点であるとか、「中心市街地だけでなく、市内経済全体の賑わい創出が大事だ」という意見などをいただいた。審議会でもダイジェスト版の制作や、小さな子どもたちへの説明の機会などに努めていきたい。

## 2) その他

### ・王子マテリアの雇用対策について

ハローワーク名寄で、工場稼働停止後に地元に残り転職を希望する人を支援するために7月8日から求人確保の取組みを始めた。また、名寄商工会議所では、本年5月に会員企業を対象に実施した従業員の雇用意向調査の結果を基に、7月8日に工場従業員受け入れ可能と答えた事業者に対して、ハローワーク名寄への求人の登録を呼びかける文書を発出した。対策本部としては再雇用を希望する従業員の方、求人する地元事業者においては、ハローワークに相談いただきたい。

### 【質疑】

Q:雇用対策で、王子で働いている方と名寄市の企業のマッチングを行う中での課題や問題点について伺う。

A:なかなか情報が入ってこないこともあり、どのぐらいの方が名寄に残るのか、退職されるのかつかめない。総合相談窓口を開かせてもらっているが、そこに相談いただければハローワークを紹介することができる。商工会議所のアンケートで採用可能と回答いただいた事業者に、ハローワークへの求人登録をしていただく流れを作っている。資格、年齢などをマッチングできれば非常に良い。

Q:雇用に伴う助成について、市として制度をつくり名寄に残っていただくよう対策はできないか。

A:我々もできることはないか探っている所で、雇用を促進するような対策ができないか検討したい。

### ・地域おこし協力隊について

7月12日に観光業務の地域振興支援員として地域おこし協力隊1名を任用した。観光ガイドとして期待し募集した。任用した方は、森和季氏、23歳。今後は、なよろ観光まちづくり協会において観光情報の取得、体験観光商品の企画、販売、運営などに携わり、観光ガイドとして育成を図る予定である。

・委員から「ヒグマの出没状況について」質問があり、臼田経済部長から概略について出没状況や対策の概略について報告があった。

以上で第9回経済建設常任委員会を終了した。

報告者 経済建設常任委員会 副委員長 佐久間 誠

## 第 10 回経済建設常任委員会 概要報告

<b>年 月 日</b>	令和 3 年 8 月 2 日	<b>会場</b>	第 1 委員会室	<b>案件</b>	委員会所管事項について
<b>出席委員</b>	山田典幸、佐久間誠、塩田昌彦、今村芳彦、三浦勝秀、富岡達彦				
<b>委員外議員</b>					
<b>欠席委員</b>					

1 開会

2 議題

### 【報告事項】

臼田経済部長から、風連望湖台自然公園でのヒグマ目撃情報に基づく施設利用休止について報告があった。7 月 17 日に目撃情報が寄せられ、公園内に熊の痕跡が複数確認されたことから 7 月 21 日から 7 月 27 日まで施設を休止した。猟友会の協力を得て巡回強化を行ったが、状況が改善せず、本年度の営業を休止せざるを得ないとの判断をした。

名寄市地元企業サポート給付金の申請状況について、7 月 29 日現在、191 件、5,568 万円の交付決定を行っている。また、感染防止対策 IT 化支援事業については、申請まで至っていないものの、複数件の相談を受けている。

(経済部)

1) 「名寄市中小企業振興条例」の全部改正に係るパブリックコメント(案)について

答申の附帯意見を重く受け止め、条例の全部改正を行うことや、趣旨概要、現行条例との構成比較表、地域循環型経済の構築など、内容について説明を受けた。

・地域未来投資促進法に基づく基本計画の変更について

北海道と共同でこの法律に基づく基本計画を策定し、国の同意を得たもの。(平成 30 年 3 月 28 日同意、平成 30 年 9 月 28 日変更同意、令和 3 年 6 月 25 日変更同意)

・中小企業等経営強化法に基づく導入促進基本計画の変更について

中小企業者の労働生産性向上に資する設備投資を後押しするため、生産性向上特別措置法に基づく導入促進計画を策定し、北海道経済産業局の同意を得たもの。(平成 30 年 6 月 13 日同意、令和 3 年 6 月 10 日変更同意、令和 3 年 7 月 5 日変更同意)

・名寄市ずっと住まいる応援事業についての報告

3 年目になる「ずっと住まいる応援事業」だが、昨年度から居住誘導区域加算を追加し実施してきたが、7 月 30 日に本年度予算額に達した。同日時点で交付申請受付件数 161 件、申請額 3,000 万円。移住者加算 1 件、空き家加算 3 件、居住誘導区域加算 53 件。申請受付終了の周知を施工登録事業者へ FAX や電話、市のホームページへの掲載、また広報なよる 9 月号に掲載する。



【質疑】

Q：早くに予定額に達したが、この状況も踏まえて何か対策は考えているか。

A：これまでになく早い申請だった。この事業がスタートする時から、長くということ  
で予算を決めていて、3,000万円の補正無しの対応で続けていくということを理解い  
ただいていることから、特段の対応は考えていない。

3 その他

【質疑】

Q：風連望湖台の施設利用休止に関して、今のコロナ禍でのキャンプブームで利用が多  
い中、利用休止は非常に残念である。閉鎖している中で今まで通りの広域的な形で巡  
回などはされているのか、望湖台施設周りの熊の出没状況を、その後も実態調査して  
いるかお知らせいただきたい。

A：キャンプブームで予約も多く、大変残念な結果である。巡回を強化してきたが、改  
善が見られず現在休止しているが、休止中においても、朝と夕方の巡回を続けており、  
続けないと、どんどん侵入してくる状況もあるそうなので、巡回を続けているところ  
である。

次回委員会について、8月18日、午前10時から第一委員会室で行い、午後から現地視  
察を行うことを確認し、以上で第10回経済建設常任委員会を終了した。

## 第 11 回経済建設常任委員会 概要報告

<b>年 月 日</b>	令和 3 年 8 月 18 日	<b>会場</b>	第 1 委員会室	<b>案件</b>	委員会所管事項について
<b>出席委員</b>	山田典幸、佐久間誠、塩田昌彦、今村芳彦、三浦勝秀、富岡達彦				
<b>委員外議員</b>					
<b>欠席委員</b>					
<p>1 開会</p> <p>2 議題</p> <p><b>【報告事項】</b></p> <p>(経済部)</p> <p>1) 有害鳥獣対策事業の実施状況について</p> <p>農務課及び耕地林務課から、有害鳥獣農業被害防止対策実施状況について説明を受けた。駆除に関して、8月17日現在エゾシカ 406 頭、アライグマ 165 頭、ヒグマ 11 頭との報告があった。ヒグマの個体数については、北海道が調査機関に依頼し状況の把握に努めている。被害が起きないよう細心の注意をはらっているが、一自治体として生息数の把握は難しい。道は「ヒグマ管理計画」を策定し取り組んでおり、本市としても注意喚起し、できる努力を関係機関と共に進める。</p> <p>農作物等の被害状況は例年アンケートなど JA で取り組んでいる。こうしたアンケートによる被害額の把握と、聞取りを進める等の内容が報告された。</p> <p>2) 「人・農地プラン」の見直しについて</p> <p>担当課より農地集約化の方向性や課題について説明があった。50 歳以上で後継者未定の農業者の耕作面積が多く、新たな農地の受け手確保が必要になっていることや、労働力不足、後継者不足、新規就農者確保などが課題としてあげられている。</p> <p>また、農地拡大の意向がある農業者の地区内に対象となる農地がない、受け手のいない高齢農業者所有の農地の維持管理も課題として報告された。</p> <p>必要な取り組みとして、農業委員会による地区外農業者への情報提供、規模拡大を図るための労働力不足対策、公的事業を活用した耕作条件不利地の解消などの方針があげられ、27 地区集落内（363 経営体）での集約化に向けた情報が整理されたことから、今後、関係者と連携し円滑な農地集約に取り組みたい等の説明を受けた。</p> <p>3) 名寄市観光振興計画（第 2 次）について</p> <p>2012 年度から 10 年間の名寄市観光振興計画が終えることから、第 2 次の振興計画の策定に向け、ウィズコロナからアフターコロナ、ポストコロナと回復の段階を見据えた名寄にふさわしい観光振興施策の方向性を示すとの基本的な考え方が説明された。計画策定委員会の設置や予定回数、調査や分析、市民アンケートの取組みや市民への周知、適時本委員会への報告、年内にパブリックコメントを実施し、年度内に策定することな</p>					

ど、スケジュールについて説明を受けた。

- 4) 名寄市一般会計及び食肉センター事業特別会計補正予算（案）について  
経済部から補正の内容について説明を受けた。

(建設水道部)

令和3年度7月末現在の事業進捗状況について、工事及び業務で総合計92本75%の発注率、完工率は11本9%となっており、順調に推移しているとの報告があった。

- 1) 名寄市一般会計補正予算（第4号）（案）について  
農務課および耕地林務課から補正の内容について説明を受けた。

2) その他

建築課より公営住宅等長寿命化計画及び耐震改修促進計画の見直しについて、業務委託し内容の検証作業を進めている。年内に素案をつくりパブリックコメントを実施、年度内に計画をまとめたいとの報告を受けた。

3 その他

午後から現地調査を行った。

① 農作物生育状況 概要説明

農業振興センター六郎田主査から第一委員会室で説明を受けた。

② 農作物状況調査（出荷状況）

JA道北なよろ 販売部藤原室長から説明を受け、カボチャの集荷場を視察。

③ 栄町55団地改修工事

改修工事の内容を建築課より説明を受け、現場視察。

④ 徳田18線緑丘連絡線道路改良舗装工事

都市整備課より現場で説明を受け視察。

⑤ 哺育・育成センター

朝日の「らくみらんど」を視察。東野組合長よりご挨拶を受け8月16日現在250頭の子牛を受入れ稼働している施設を視察。

⑥ 農作物生育状況

中名寄地区のスイートコーン圃場を現地視察。干ばつによる被害状況について説明を受けた。

以上で第11回経済建設常任委員会を終了した。

## 第 12 回経済建設常任委員会 概要報告

年 月 日	令和 3 年 9 月 14 日	会場	第一委員会室	案件	委員会所管事項について
出席委員	山田典幸、佐久間誠、塩田昌彦、今村芳彦、三浦勝秀、富岡達彦				
委員外議員					
欠席委員					

### 【報告事項】

(経済部)

- 1) 「名寄市中小企業振興条例の全部改正」に対するパブリックコメントの実施結果について

令和 3 年 8 月 3 日から 9 月 3 日まで「名寄市中小企業振興条例の全部改正」に対して、市民からの意見を募集した結果、13 件の意見が出された。素案に対して前向きな意見であったため、修正は行わず、素案の通り策定したいとの報告がされた。

- 2) 「名寄市企業立地促進条例」の見直し及び緑地面積率の緩和について

工場立地法の緑地面積率の緩和について説明があった。これまで一定規模以上の工場では、敷地面積に対して一定の緑地面積を確保することになっており、「工場立地に関する準則」に基づいて緑地面積を確保しているが、法準則にかえて一定の範囲内で地域の実情に応じた準則を市の条例で定めることが可能。また、地域未来投資促進法では、市が基本計画を策定し、国の同意を受けた際に「工場立地特例対象地域」を指定した場合、法準則にかえて一定範囲内で地域実情に応じた準則を市条例で定めることができる。

緑地面積率の緩和基準は、工業地域で両法とも 5%以上 20%未満。準工業地域は工場立地法で 10%以上 25%以下、地域未来投資促進法で 10%以上 20%未満などとし、準則条例を制定したい考えであり検討に入ったことが説明された。

- 3) 消費拡大支援事業（案）について

新型コロナウイルスの影響を大きく受けた市内経済の回復を図るため、消費喚起、地域経済の維持・活性化、市民の元気を回復するためにプレミアム商品券を発行することの説明を受けた。第 3 回定例会に補正予算（第 5 号）案として提案予定。

以上で第 12 回経済建設常任委員会を終了した。

報告者 経済建設常任委員会 副委員長 佐久間 誠

## 第 13 回経済建設常任委員会 概要報告

年 月 日	令和 3 年 10 月 13 日	会 場	第 1 委員会室	案 件	委員会所管事項について
出席委員	山田典幸、佐久間誠、塩田昌彦、今村芳彦、三浦勝秀、富岡達彦				
委員外議員	川村幸栄				
欠席委員					

### 【報告事項】

(経済部)

#### 1) 名寄市中小企業振興条例の制定について

先の第 3 回定例会で追加提案があり、当委員会の付託案件である名寄市中小企業振興条例の制定について担当から説明を受けた後、審査を行った。

本件については昨年 2 月に名寄市中小企業振興審議会へ諮問され、検討部会含め、合わせて 7 回に及ぶ議論を経て答申された名寄市はばたく中小企業基本計画（案）を基に条例化を図るものであり、事前に実施されたパブリック・コメントにおいては、5 人から 13 件の意見の提出があった旨の報告を受けた。

#### 【質疑】（名寄市中小企業振興条例の制定についての審査）

Q: 「地域循環型経済」について、財の域内における循環を進めるのであれば地域循環型経済と言えると思うが、域外からの獲得についても同時に構築を図るという文言だと思うので、地域循環型経済の考え方は。

A: 域内で財を循環することが大事だということであるが、そのためには域外からの獲得も必要であり、それが域外に流出しないような循環が必要だろうということによって表現している。基本的に第 3 条第 3 号の地域循環型経済にかかる言葉として、域内における循環という言葉と、域外からの獲得によるということを明記しているの、ここで補っているという考えである。

Q: 商工業振興基本計画という形で諮問があつて、名寄市はばたく中小企業基本計画という案が示されたと思うが、この計画から条例化に至った経過は。

A: 昨年の 2 月に商工業振興基本計画（仮称）ということによって諮問した。その後、昨年からは本年の 6 月まで中小企業振興審議会あるいは検討部会の中で審議いただいた。そのなかで名寄市はばたく中小企業基本計画というもので答申いただいた。答申の中に関係機関、各団体、市民などの役割や責務といったものを規定していることから、これは条例が望ましいということで、条例化を望む付帯意見を付されたということである。その付帯意見を受けて庁内でも議論した。その際に各団体、市民などの役割、責務などを規定するところにおいては、議会の議決を必要とする条例の方が普遍性といったところでもよりふさわしいのではないかという考えになり、条例化するという判断をさせていただいた。条例化するに当たっては現行の中小企業振興条例を改正する中に基本計画で議論した理念や役割を盛り込む形で改正するという方向でいきたいということで、中小企業振興条例の全部改正に至ったところである。

Q: 諮問して答申を受けて議論してきた経過と、今回条例化として提案されている部分については、審議会の中でどのような条例化に向けた審議経過があつたのか。

A: 審議会でも議論していく中で、当初は基本計画であつたが、その中で謳っている事項については基本理念や各団体の役割であり、これはまさに条例化すべき内容だと受

け止めた中で条例化させてもらったということが1つである。

もう1つは、今新型コロナウイルスの関係で市民の皆さんにいろいろと協力いただきながら市内の事業者の皆さんを応援いただいている。そういった意味では以前議論したときよりも今まさに市民の皆さんが、我々も事業者の皆さんと一緒に支えていくという意識が随分高まったというのが1つだと思う。

さらには全道、全国的な動きの中でも条例化を進めている自治体が増えているという条件があったので、我々もこれを機に計画ではなく条例化をすべきタイミングだという捉え方をさせていただいて、今回の提案に至ったということである。

Q: 中小企業の実態の把握や事業者からの意見を直接聴取して施策に反映されてきたのか。第11条財政上の措置に含まれる部分として小規模・零細事業者の経済資源の円滑な確保における配慮という部分に関してどのような審議がされてこのような条文になったのか。

A: 審議会、検討部会の委員の方々も事業者の方々である。審議会の中で事業者の声を直接聞くということはないが、様々な機会を通じて声を聞いており、審議委員の皆さんも事業者の声としていろいろ発言もいただいていたので、名寄市の経済の実態や課題についても審議の中で事業者の声を反映したり、実態の把握に努めながら審議を重ねた。

財政上の措置のことについては、市の責務のところで「基本理念にのっとり中小企業振興施策を総合的に策定し実施すること」と掲げられている中に財政上の措置とあるので、第11条に掲げている考え方を基に様々な財政上の措置を実施していく考えである。

Q: 一人親方のような事業者、そのあたりに関わるものについての考え方もしっかり含まれているのか。

A: 中小企業基本法に定める中小企業者の中に小規模事業者も含まれている。一人親方の事業者も中小企業振興条例の対象の中に含まれる。

Q: 零細事業者に対する文言がどこかに入ってもいいと思うが、考えは。

A: 従業員の数ではなく、その規模がどうであろうと一事業者としてしっかりと尊重して必要な対応を取っていく。記載が必要ではないかということだが、1人事業者含めた小規模事業者も含まれているということで、条文そのものについてはこれで説明が足りていると思う。審議会・検討部会では、この条例をどう理解してもらうのかということが制定後には必要だろうということで様々な意見をいただいている。

Q: 持続可能な名寄の今後の地域循環型経済の構築に向けていく上で学校、教育委員会との連携も必要になってくるのではないかと考える。次世代の人材育成は地域循環型経済を考えるうえで1つ大きな鍵になると思っているが、審議会、検討部会あるいは市でどのように考えているか。

A: 定義の第8号関係団体で、大学等の学術研究機関、その他の中小企業の振興に関係する団体の中ですべてを網羅しているという考え方である。第9条で関係団体の連携と協力に努めていただくというかたちになっている。教育委員会あるいは職場体験といったことが人材育成に欠かせないということだが、それはこの中で包含されている。

Q: 教育に係る部分というのも非常に大きなウェイトを占める部分になると考えるが、どこかに条文で盛り込むことができないか。

A: 事業所を持続させるという意味での人材の育成は非常に重要だという認識である。経済部が所管するところで行くと、即戦力的に必要な人あるいは既に雇用している人の質をさらに高めていくことが必要だと思うので、ここは条例制定後に具体的な施策としての施行規則の中で支援策を検討しているので、その中で人材の確保あるいは育成のところについてもしっかりと検討していく。

- Q: 前文に「市、中小企業者等、経済団体、大企業者、市民及び関係団体」と書かれているが、この並び順に何か考え方や意義をもたせたのか。  
中小企業者等の「等」は何を指しているのか。
- A: 記載の順番であるが、中小企業行政を担う主体ということでまず市を挙げ、次にこの中小企業振興条例の主体である中小企業者等を挙げている。次に中小企業者等を支援する民間の要の機関ということで経済団体を挙げた。他の自治体の条例を参考にさせていただいたが、概ねこの順番だった。  
この条例の中でいう中小企業者等とは中小企業者及び中小企業団体である。
- Q: 並び順の関係では、札幌市をはじめ多くのところが中小企業者を前に出して、その後大企業者、市民、関係団体、そして市という書き方で、当事者を前に出しているから、名寄市の中でも考えていく必要があるのではと思っている。  
どこまでを地域循環型の経済というのか。域内で循環させるということは、地域商品券とか限定的なものだけ考えれば別かもしれないが、貯蓄などをした場合、本所に吸い上げられ域内には留まらない。そういう観点からも見ていく必要があるのではないか。
- 市の責務の第4項、「中小企業者等の受注機会の増大に努めなければならない」と書いてあるが、これは「増大」というよりも確保や拡大で留めておくべきではないか。
- A: 各団体の並び順の関係であるが、前文のところについては条例の本文に出ている順に合わせている。市は責務、中小企業も責務で、最後が関係団体の連携及び協力ということで、言葉の重きがある順に並べているというのが今回の整理である。  
地域循環型経済のところであるが、完全に域内でフィックスできるという思いは当然していない。今の経済の中でいくと地域の事業者だけで、市民だけで経済が成り立つということではないので、将来の展望も含めて構築を図るところで理解いただきたい。  
市の責務としての受注機会のところであるが、経済団体からもさらなる受注に向けてということを受けているところである。市として当然努めていかなければならない部分だと思うので、増大という言葉を使ったということである。
- Q: 第10条の解説で「この基本方針をもとに、中小企業の振興に向けた具体的な支援策を別に策定」と書いてあるが、どういう考えがあるのか。
- A: 市の責務の中で、「施策を講ずる」というところがあり、ここが基本的施策が謳われているところである。実際に補助事業をやる場合には施行規則の中で具体的に支援策を定めてやっているのだから、この基本方針に則る事業を支援するという形で施行規則の中に定めてやっているところである。
- Q: 道が様々な条例を作る時に市町村に協力を求める記載がある。これを名寄にあてはめ考えた時に地域や地区で協力できないか、あるいは町内会で協力できないだろうかという求め方はできないものか。  
また、市から道に対して投げかけていくという条項をどこかに盛り込んではどうかと思ったが、この辺を検討された経過があるか。
- A: 市の施策だけでは不十分なところもあるので、そこは道や国にどのように投げかけていくかということがある。ここは条例の中で規定するのではなく、具体的に国、道への要望活動があるので、その中で取り扱っていくべきものだと思う。  
市民の皆さんに協力いただくところでは、非常に難しいところだと思う。実際にはコロナのプレミアム商品券などはご理解いただいて協力いただいているところであるから、具体的な取り組みが進んでいるのは間違いない。まず市民の皆さんにこういう条例があるということをしつかりと理解していただく。そして今回のコロナのような事象が起きた時に皆さんにできるだけ協力していただけるような意識の醸成

が必要だと思うので、条例制定後には噛み砕いたものを用意して市民の皆さんにも理解してもらう機会を設けていきたい。

Q: 前文に「はばたく中小企業が」と書かれている。はばたく中小企業基本計画ということで答申を受けて、今回この条例になったところで「はばたく」の理念が反映された部分、考えを聞かせていただければと思う。

消費税に関わってインボイス制度の申請等が始まっているが、この中で小規模企業者の扱い、一人親方と言われている方々が大変苦慮している。そういった中で小規模企業者という扱いも中小企業者の中にも含まれているという説明ではあったが、これを読んで理解していただけるかというところが、疑問に感じている。改めて考えを聞きたい。

中小企業振興条例であるから、受け止め方によってはどうしても中小企業のところに関心が重くなる。全市民に関わる重要な条例だと受け止めており、多くの市民の皆さんにこの条例を理解していただくということが非常に重要だろうと思っている。ガイドブック等の発行はもちろんであるが、あらゆる場所での条例の説明が必要だと思っている。その点についての考えを聞きたい。

審議会のあり方について今回は15名となっているところであるが、その15名についての考え、中身でいえば男女比率や年齢層、そういったところの考えを聞きたい。

A: 「はばたく」についてであるが、例えば基本理念、これは審議会、検討部会での意見を踏まえて企業家精神を尊重というところを入れた。名寄市はばたく中小企業基本計画で「振興」という言葉を「はばたく」に置き換えたということであったから、特徴的なところでいえば「企業家精神を尊重し」というところは特徴的な部分だと思っている。

インボイス制度があり小規模企業者の苦労はその通りだと思う。ここについては理解していただくために我々が努力するところだと思っている。様々な機会、様々な手法で中小企業の中に小規模企業者も含まれていることを市民の皆さんに理解していただくような努力が必要だと考えている。

審議会については、今の審議会も半数には至っていないが女性も多く入っている。委員の選定に当たっては女性をできるだけ多くということと考えているところである。今回15名にしたのは1人でも多い方がいいだろうということ。現行は13人いるわけだが、今後委嘱させていただくときには女性の比率をできるだけ上げたいと思っている。

Q: 様々な手法で、様々なところで説明をしていきたいという話があった。様々なと言われるとなかなか理解しにくいので、もう少し具体的な案があれば聞きたい。

審議会については、全市民に関わる重要な条例だと思っているので、1人でも多くいると良いと思っている。男女比や年齢層もそうだが、様々な方が関わった審議会になって、それが市民に還ってくるというようなものになってほしいと思っている。その点についても一度考えを聞きたい。

A: 審議会の委員について今回増やしたいということである。現状進めていく中で今の人数だともう少しこの分野もあったほうが良いのではないかと内部で議論したところである。ただ条例の中で上限を決めているので、そこができなかった。条例の重さを踏まえて人数を増やして、今よりもっと多くの分野の人を、女性の参加も含めてやりたいと思う。具体的にはこれから条例が制定された段階で改めて検討する。理解をいただく機会であるが、職員が経済団体のところへ行ってみて講話することもできる。そういった機会を活用することもできるし、条例が制定されるとともに毎月の広報もあるので、そういうところを使ってやることのできる。当然ホームページもある。そういった考えられる情報発信の機会をフルに活用しながら説明の機会を考えていきたい。



次回は条例の制定によって規則や施策等がどう変わっていくのか確認したうえで質疑を行うこととした。

2) パブリックコメント（案）について

①名寄市企業立地促進条例の全部改正について

②名寄市工場立地法準則条例の制定について

③名寄市地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第9条第1項の規定に基づく準則を定める条例の制定について

上記3件の条例についての全部改正または制定についてのパブリックコメント（案）について担当課からの説明があり、質疑を受けた。

【質疑】

Q：名寄市企業立地促進条例の対象に航空運輸業が入るとされているが、名寄市として関連があるのか。

A：審議会で意見をいただいたものであるが、ドローンを使った輸送というものがより現実化するのではないかという意見をいただいて追加したところである。

3) 王子マテリア名寄工場生産品集約に伴う雇用対策について

担当課から大量離職者地元定着推進及び産業人材確保促進事業（案）について説明を受けた。

4) 研修施設改修事業（実施設計委託）について

研修施設改修事業について温浴部分の改修内容とシャワー室の設置工事について説明があった。工事計画案について説明を受け質疑を行った。

【質疑】

Q：実施設計に関わっては以前の基本設計等は生きているのか。

A：基本設計は生かして、令和元年度に測量などを実施して中断していたが、その再開というかたちでやっている。それまでのものは生きている。

Q：新たにシャワールームの部分が出てきたというかたちでよいか。

A：平成30年度の基本設計は全体の改修を想定しており、各客室にユニットバスを想定していた。今回浴室だけを先行するということになったが、合宿利用者あるいはそれ以外のことも考えてあったほうが良いという声もあり、今回の実施設計の中で温浴施設を進めていくことに加えて、想定していなかったシャワールームの設置があったところである。

Q：当初予定されていた各部屋のユニットバスというのはなくなるという考え方か。

A：温浴を進めるに当たっても利用の状況や、工事に当たっての休館を減らすという視点から今回シャワールームを設けることで進めているので、その後の段階については温浴の整備が済んでから改めて利用状況なども含めて検討する。

Q：計画の変更に伴って当初考えていた以上の予算付けがされる可能性もあると思うが。

A：当初の設計についても全体的には基本設計までだったので、事業費とするとまだまだ詰めのない段階のものだった。現在実施設計が始まったので、その分についてようやく詰まった事業費が出てきているという状況である。労賃や資材費は年々上がっている部分はあると思うが、当初と比べるとということは全体のものが出ていないので難しい。

Q：名寄振興公社の意見をしっかり取り入れる中で実施設計が行われ、このようになってきたという理解で良いか。当初の基本設計、温浴施設の部分はわかるが、それ以外については見直しがかかるという考え方なのか。

A：現場の声をしっかり聞いて実施設計すべきだということについてはその通りだと思っている。温浴施設の実施設計に当たって細かいところも含めて現場の声を聞きながら活用しやすい動線や配置も含め検討している。先のところは施設の老朽化もあれば外的な要因でどうなっていくかということもあるので、それらを含めて改めて検討するようになる。今の段階で見直す、見直さないということについては言及することができない。

Q：今の温浴施設自体が20年以上経過して老朽化している施設ということで、対外的にもお客を呼ぶ施設としてはリニューアルをしっかりとしていかなければならない。リニューアルを前提とした形の中でしっかり進めていくべきだと思うが。

A：老朽化あるいは機能が不足しているところからスタートしている。その第一段階として温浴を進めていくということである。残ったところの機能について、決して今のままで良いという認識ではない。そこの手立てをどうするかについては現場の人たちも変わっていれば今後どう進めていくのか、利用がどうなのかも含めてもう一度押さえなければならぬ。

#### 5) その他

次回の委員会の日程について11月4日(木)午前10時から開催。案件については付託議案について引き続き審査をすることを確認し、以上で第13回経済建設常任委員会を終了した。

報告者 経済建設常任委員会 副委員長 佐久間 誠

## 第 14 回経済建設常任委員会 概要報告

年 月 日	令和 3 年 11 月 4 日	会場	第一委員会室	案件	付託議案の審査について
出席委員	山田典幸、佐久間誠、塩田昌彦、今村芳彦、三浦勝秀、富岡達彦				
委員外議員					
欠席委員					

### 【報告事項】

(経済部)

プレミアム商品券のこれまでの販売状況では 5,054 人から 2 万 4,324 セットの申し込みがあった。引き続き第 2 弾として、11 月 8 日から 30 日までの間、残りの商品券の再販売を予定しており、購入セットの上限を 1 人 10 セットとし、夜間販売の実施や市外の方にも利用いただくなどして、市内での消費喚起拡大を図りたい旨、実行委員会から報告を受けているとの報告があった。

振興公社の抱えている訴訟について、被告側である JSC が控訴したとの連絡が公社へ入り、今後の対応については引き続き代理人弁護士と相談し対応することとなる。現在まちづくり懇談会が行われているが、この場においても公社の経営改善状況、令和 2 年度の決算、10 月 1 日の判決についてそれぞれ報告・説明しているとの報告があった。

### (議案第 21 号名寄市中小企業振興条例の制定についての審査)

前回議論のあった地域循環型経済について理解を深めるために資料が配られ、考え方について改めて説明を受けた後、質疑を行った。

### 【質疑】

Q：地域循環型経済について、「域内」と「域外」の線引きに関して、市発注工事の流失の可能性はないか。

A：市発注は公契約のガイドラインに沿って進める。審議会の議論を踏まえ、ガイドライン等の文言は条文には用いなかった。法的な立てつけの関係、実際の市内に存在する事業者の関係、市発注の事業内容によって合理的な範囲で進める。

Q：条例を実効性あるものとするためには、学校や教育との連携が必要になるのではないか。経営資源の確保が特に困難であることが多い小規模企業者の事情に配慮しながら人材の確保という観点から考えても、児童、生徒が社会人として自立していくことができるような職業意識を醸成していくという上でも、どこか条文に記されるべきではないかと考えているが。

A：定義の中で第 8 号に関係団体を載せており、例示として大学等の学術研究機関、金融機関という 2 つを挙げているが、その他全ての中小企業の振興に関する団体ということで包含している。制定後の様々な周知の方法や啓発が大事になってくると思っており、市民あるいは関係団体に含まれる教育機関の部分も含め、いかにこの条例を周知するかということが大事ということでガイドブックを作るなど、そういったことを考えながらこの条例の趣旨を広く市民あるいは関係する団体、教育機関も含めてお知らせすることが大事だと考えている。

Q：今回の条例について、条例の見直し条項の盛り込みについての考え方はないのか。

A：今回の中小企業振興条例については、理念やいろんな人たちの役割を謳っているものであり、短期間で変えるということにはならないと考えている。ある意味恒久的な条例として、これを柱に施行規則の中で具体の方策を謳うことになる。具体の方策について適当かどうかは一定の期間が経てば検証して見直しをしなければならないので、そちらの方は見直しをしたいと思うが、審議会の中でも計画ではなくて条例として恒久的に担保されるものという声であったので、この条例の見直し条項については必要ないと判断した。

Q：地域循環型経済という言葉はこの条例の核となる部分だと考えている。地域経済循環という言葉は、解説の中で地域循環型経済に紐付けができないのか。

A：地域内で経済を回す、外に出さないということの表現であるし、今回条例の中で使っている言葉については、審議会の中で随分議論した中で出てきたものであり、審議会の意見、考えを尊重してこの言葉を使っているということに理解いただきたい。

Q：今回条例を作るに当たって中小企業の経営基盤の根本的な強化が一番大切ではないか。中小企業の経営基盤を強化していくことと同時に、条例ができた時に市民が中小企業をどのように大切な存在として地域の中で関わっていくのかということについて、この機会に改めて意識していく必要があるのではないかと。市民への啓発ということも含めて考え方があれば伺いたい。

A：中小企業の経営基盤の根本的な強化については、施行規則の施策の中でどのような施策を打っていくかということに今見直しを進めている。また、特に市民が中小企業をどのように思うかについては、今回第8条の中で市民の理解及び協力ということで挙げている。条例が制定されれば市民、その他団体含めていかにこの条例により名寄市の中小企業が大切であり、身の回りに存在している大切さを理解いただくような啓発あるいは周知が大事になってくると考えている。

一定の議論が出されたことから、次に前回配付された資料に基づき、現状執り行われている様々な支援策等が、今後、条例が全部改正された場合どのように変わるか、また、どのような支援策が望ましいかなどの観点から議論を行った。

#### 【質疑】

Q：店舗の改修等に利用できる補助金について、この中で対象外経費の簡素化という文言がある。この対象外経費について、解体産廃費用と外構工事、こういったものも以前は対象外経費になっていたと思うが、今回の条例改正に伴いどういった考え方になっているか。

A：今検討しているのは、土地や事務費、消耗品費あるいは消費税、こういったもののみを対象外とする方向で検討している。

Q：今回の協議・改善点というところではないかもしれないが、今回の条例の中で市民の理解及び協力という項目がある。いわゆる買い物難民に対する支援、人のあまりいない地域で展開している店舗に対する支援だと受け止めていたが、その点の考えを伺いたい。

A：店舗の無いところだと需要があるかということもあるが、例えば創業支援事業などを活用いただくことで市民の利便性といったところにもつながってゆく。この支援の中では買い物難民に対する具体的な支援があるわけではないが、利用していただければと考えている。

Q：新しく創業する場合はこういった事業があるということであったが、非常に小さな規模で経営している個人商店が田舎の方に点在していると思う。もともと地域の中で見れば非常に重要な施設だと思うが、人口が減ってくると経営もそのうちやめていくのだろうと容易に考え付く。その点ある程度の支援の考えを、中小企業を盛り上げていく観点から拾っていく必要があると思っているが、考えを聞きたい。

- A：店の存続ということでは事業承継ということもあると思う。そういった可能性があることについて今まで具体的な支援策としては用意していなかったところを、次の見直しの中ではコンサルタント経費ということを検討しているが、その事業を絶えさせないという一つの方策になるかと思っている。今ある事業所であれば店舗改修などの事業も利用できる。あるいは融資制度などもあるので、そのあたりを包括的に設置することで支援をしていければと考えている。
- Q：中小企業の振興を進めていくための部分として今回の目玉的な施策、当然審議会でも議論してきたと思うが、思い切った策を出していくというのも方法だと思っている。それらが今回考えられているのか聞きたい。
- A：今回の施策は皆さんが使いやすく、かつ、わかりやすくするということが大きなポイントだった。ただ、これまでの施策では穴があった。例えば人材確保のところの施策がなかった。事業継承のところについて薄かった。こういう穴があったので、そこについては今回見直しで埋めさせていただく。コロナ禍は緊急事態の中での対応だったので、ある意味財政的にもかなりの負担をしながら取り組んだ。逆に今回は恒常的な施策ということであり、名寄市の財源の身の丈に合った範囲で恒常的に進めていくことが重要だと思っている。
- Q：今回の施策案の部分では人材育成研修事業、労働環境及び福利厚生の実を図る事業というところに諸々書かれているが、人づくりの事業の資格取得あるいは技能検定試験に関わった経費、そういったものを並行で進めている通年雇用促進事業に絡んでどのような考えがあるのか。
- A：通年雇用促進協議会は季節労働者の方々に通年雇用になっていただくための協議会であり、そちらについては季節労働者の方が様々な資格を取得するための支援を別途しているところである。それぞれ役割があると思う。そういった方々が通年雇用された際に、その方の人材育成あるいは資格取得する場合にはこちらの事業を使っただけであればということで、役割を分けている。
- Q：中小企業に勤める方々あるいは中小企業者、あるいはこれから創業していく上で資格取得など、技能・検定・試験等を受験しなければならない場面が出てくると思うが、各種資格あるいは検定等への支援を追加していくと人材確保・就職促進に係る部分の協議・改正点に書かれているが、この辺について具体的なことがわかれば伺いたい。
- A：創業に対しての資格取得といったことがあったが、この支援の中での人材育成の部分については、事業者への支援ということになっている。事業所に勤める方が資格を取得する際に事業者への支援ということになる。創業される方の資格取得ということになると、この枠の中で今すぐに対象と出来る部分があるか分からないが、創業する方が資格を取得する際に相談いただければ何かしら支援策、市の補助だけではないかもしれないが、様々な支援を相談させていただければと思っている。
- Q：支援メニュー、かなり幅広く多角的なところから準備されていると思う。これから創業される方などへの周知、後から気づくということが往々にあるので、どのように知らせるのかということが大事だと思う。相談窓口を経済部としてどのように構えておくのか。また、一つの事業に多岐に盛り込まず、ジャンル分けが必要なのではないか。
- A：市の施策であるので、まずは市の方でしっかり周知させていただく。実際に事業者の相談窓口については、金融機関、市、商工会議所・商工会、こういった制度については情報共有させていただいているので、例えば信金に行っても情報が入るだろうし、会議所に行っても相談していただいても入るだろうし、市役所に来ていただいても当然お知らせできるという体制をしっかりと取っていきたい。事業のジャンル分けについては、次年度総合計画の見直しの検討もあるので、その中で幅広く検討していきたい。

以上で質疑を終結し、採決の結果、全委員一致で付託議案 21 号は可決すべきものと決定された。審査内容については、第 4 定例会初日に委員長が報告する。

次回の委員会を 11 月 18 日（木）午前 10 時から開催することを確認し、第 14 回経済建設常任委員会を終了した。

報告者 経済建設常任委員会 副委員長 佐久間 誠

## 第 15 回経済建設常任委員会 概要報告

<b>年 月 日</b>	令和 3 年 11 月 18 日	<b>会場</b>	第一委員会室	<b>案件</b>	委員会所管事項について
<b>出席委員</b>	山田典幸、佐久間誠、塩田昌彦、今村芳彦、三浦勝秀、富岡達彦				
<b>委員外議員</b>					
<b>欠席委員</b>					
<p><b>【報告事項】</b>            (経済部)</p> <p>冒頭に本日の議題概要と、名寄振興公社のピヤシリスキー場運営について説明があった。今シーズンは、土日祝日の営業開始時間に間に合うよう無料シャトルバスを運行させる。レストラン利用の際の荷物対策として、バーベキューハウスを無料休憩所として開放し、環境改善を図る。駐車場対策としてレストセンター前も駐車場スペースとして拡張。キッズパークは旧スノーモービルランド側に移設する。このほか、新たにランニングバイクコースの整備、屋外テントサウナの設置など利用増に向けた新たな取組などについて報告を受け、議題に入った。</p> <p>1) 令和 3 年産農産物出荷状況について            11 月 15 日段階の令和 3 年産農産物出荷状況について報告を受けた。米はうるち・もち            は反収、品質共に良好。畑作、野菜については概ね減収・低下の傾向となった。</p> <p>2) パブリック・コメントの実施結果について            ①名寄市企業立地促進条例の全部改正について            1 人から 5 件の意見が寄せられた。案の修正箇所はなし。            ②名寄市工場立地法準則条例の制定について            1 人から 1 件の意見が寄せられた。案の修正箇所はなし。            ③名寄市地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第 9 条第            1 項の規定に基づく準則を定める条例の制定について            市民からの意見なし。</p> <p>3) コロナ禍における事業の実施状況について            国内交流事業、国際交流事業、各種まつり、イベントなどの実施状況について報告を受            けた。コロナの影響により、オンラインでの開催や、規模を縮小し開催したもの、代替企            画で実施したほか、中止や延期など、現状について報告された。</p> <p>4) 第 4 回定例会 経済部 主な補正予算概要について            担当課より説明がされた。</p>					

(建設水道部)

- 1) 第4回定例会 建設水道部 主な補正予算概要について  
担当課より説明がされた。
- 2) 第4回定例会 上下水道室 主な補正予算概要について  
担当課より説明がされた。
- 3) 令和3年度 道路除排雪実施計画について  
昨年同様の体制を取り除排雪を進めることなど、令和3年度の除排雪実施計画について説明を受けた。
- 4) 名寄市耐震改修促進計画策定の経過報告について  
名寄市耐震改修促進計画の改定期にあたり、第3次耐震改修促進計画の目的、計画の位置づけなどについて報告を受けた。年明けにパブリック・コメントを実施する。
- 5) 名寄市公営住宅等長寿命化計画策定の経過報告について  
名寄市公営住宅等長寿命化計画の目的、位置づけなどについて、計画(平成29年度から令和8年度)の中間期にあたり、公営住宅の新たな目標管理戸数を設定することなどについて説明を受けた。
- 6) その他  
令和3年度対応分の下水道使用料賦課漏れに関する調査結果について担当課から報告を受けた。  
調査対象 全体 1,191 件(名寄地区 938 件、風連地区 253 件)  
調査方法 関係書類調査、現地調査、建物所有者に聞き取り  
調査結果 6 件の使用料賦課漏れ(事務処理漏れ 2 件、使用未届 4 件)が判明  
賦課漏れ金額 315 万 6,900 円  
時効にかかるもの 248 万 7,490 円  
請求金額 66 万 9,410 円(3 月末までに支払うことになっている)

以上で第15回経済建設常任委員会を終了した。

報告者 経済建設常任委員会 副委員長 佐久間 誠



## 第 16 回経済建設常任委員会 概要報告

<b>年 月 日</b>	令和 3 年 12 月 22 日	<b>会場</b>	第一委員会室	<b>案件</b>	委員会所管事項について
<b>出席委員</b>	山田典幸、佐久間誠、塩田昌彦、今村芳彦、三浦勝秀、富岡達彦				
<b>委員外議員</b>					
<b>欠席委員</b>					

### 【報告事項】

(経済部)

はじめに臼田経済部長から、名寄地域商品券の販売期間、有効期間について延長する旨の報告があった。市民及び事業者からの強い要望を受けて再延長するもので、販売期間は、令和 4 年 1 月 14 日までとし有効期間は同 2 月 20 日までとする。また、名寄地域商品券は、12 月 19 日までに 6 万 385 セットが販売されている。

#### 1)名寄市観光振興計画（第 2 次）パブリック・コメント（案）について

来年度からスタートさせる名寄市観光振興計画（第 2 次）の素案について市民からの意見を募集するパブリック・コメントを、令和 4 年 1 月 11 日から 2 月 11 日まで募集することや、振興計画素案についての説明を受け質疑を行った。

#### 【質疑】

Q：名寄市認知度の向上で「2 人に 1 人が名寄市を認知している状況を目指す」とあるが、対象は誰を指すのか、また、ワーケーションでの施策の考え方は。

A：認知度向上での対象は、調査会社が有するモニターを指している。ワーケーションでの施策は掲載した主な取組の中からとなり、移住につながる部分もある。

Q：周辺地域に対する「足元マーケット」を念頭に置いた計画は。また、「原生の自然」との記述のあり方について。

A：足元マーケットはマイクロツーリズムの推進として記載しており、ウィズコロナ期に取り組む。「原生の」の表記は策定委員の意見を生かしている。名寄のサンピラー現象や、モンスター樹氷、天塩川の川下りも、名寄市は自然を生かし、あえてカヌーポートなどは作っていない。

Q：前期計画の検証はどのように図られてきているか。また、目標値設定の仕方、観光消費額目標値の 34 億円の算出方法について伺う。

A：観光の現状と課題に記載のように入込客数の実績では増減を繰り返しながら減少傾向となっている。これらのことから、総体の入込を増やすために主な成果にあるように広域観光を推進してきている。目標値の算出方法は（日帰り客単価×日帰り客数）+（宿泊客単価×宿泊客数）を平成 30 年度の延べ人数を基に算出している。

Q：名寄市までの二次交通の整備について、動線の描き方、ピヤシリスノーバスなど、どの様な形で模索していくか。

A：脆弱な二次交通を補完するための移動手段として、サイクルツーリズムを推進し、総合政策部などと共に関係機関に要望・働きかけを行う。

## 2)特定地域づくり事業協同組合について

季節的な繁閑差の大きい農業、旅客運送業で労働力不足対策として「労働者派遣事業」を行う「特定地域づくり事業協同組合」についての制度概要について説明を受けた。

地域人口の急減に対処するための特定地域づくり事業の推進に関する法律に基づくもので、組合運営費の2分の1の範囲内で国や自治体などから公費による支援が受けられるが、都道府県知事の認可が必要となる。

次回常任委員会を令和4年1月13日10時から開催し、第4回定例会で付託された案件について審査することを確認し、第16回経済建設常任委員会を終了した。

報告者 経済建設常任委員会 副委員長 佐久間 誠